

所有権の相対化のために——エンタイトルメント・自己所有・系譜学

川本 隆史

♪♪ “Imagine no possessions” —— John Lennon

私の報告は、「自由と責任をより良く調和させるような所有システムは、どのようなものか」という統一テーマ設定委員（井上達夫）の問題提起をシリアスに受けとめつつ、さきほどなされた嶋津格氏の私的所有権正当化論（「所有権は何のためか」）を間接的に批判するところに目標を定めている⁽¹⁾。その際、絶えず念頭において考察の導きにしたのは、一九九〇年に来日したロナルド・ドゥウォーキンが森際康友氏のインタビューに答えた、次のような発言である——「わたしは、ふつう一緒に扱われているふたつの観念を分離したい。第一は所有が重要だということ、第二は所有が多いほど良いということ。わたしは、所有の重要性と、多いほうが良いということの否定を結びつけたい」(Dworkin 1990: 273)。したがって以下では、所有につ

きまとう二つの観念の分離を求めるドゥウォーキンの路線（および「占有≡財産なんてない状態を想像しろ」というジョン・レノンの痛切なアピールと）にできるだけ沿いながら、私的所有権を△相対化▽するための理論的道具を並べていこうと思う。

1 所有形態の歴史的偶然性——ロールズ所有論の意義と限界

相対化作業の出発点には、やはりジョン・ロールズを持つてきたい。彼もドゥウォーキンと同じく、パーソナルな所有の重要性を認める一方で、生産手段の所有に関する何らかの規制が必要だと考えているからである。そうした姿勢は、『正義論』の第一一節（正義の二原理）の日本語

版修正部分にまず明確に示されている。すなわち、第一原理でその平等分配を主張する「基本的諸自由」のリストのなかに、「パーソナルなプロパティを保持する権利」を含めたルールズは、その直後に「リストに載っていない自由たたとえばある種のプロパティ（生産手段がその一例であるが）を所有する権利は……基本的な自由とはいえない」との但し書きを加えた（Rawls 1971: 訳書四八頁）。パーソナルなプロパティ以外の財産の所有権に関しては、第二原理（とくに格差原理）の管轄となり、その具体的取り決めは、「四段階系列」（第二一節）でいうところの「立法段階」——すなわち「原初状態」、「立憲段階」に続く三番目のステージ——において審議されることになる。こうしたルールズの開かれた（意地悪くいうと優柔不断な）態度は、『正義論』第四一節の「経済システムに関する若干の所見」にも貫かれているが、そこには次のような記述がある。

「自由市場の利用と生産手段の私的所有との間に本質的な結びつきがないことは、明白である。……市場経済がある意味で最善の機構だとする見解は、いわゆるブルジョア経済学者たちがきわめて入念な組織的研究を加えてきたものだけでも、この「市場経済と生産手段の私的所有との」結合は歴史の偶然性の産物（a historical contingency）に他ならない。というのは、少なくとも理論的には、社会主義体制もこの「自由市場」システム

の利点（すなわち①資源配分の効率性を実現する点と、②平等な自由および機会の公正な均等と両立するところ）を利用できるのであるから」（Rawls 1971: 271 [訳書一一頁]）。

経済の正義の問題を「市民の視点」から論じ抜こうとするルールズは、こうして所有形態の歴史的な偶然性に着目する。著者によれば、正義になかった経済システムは一意的に決定されるものではない。生産手段を私的所有に委ねるか公的所有に踏み切るか、という所有形態の選択に関して慎重に態度を保留するルールズは、いわばこの問題に対して「不可知論」の立場を守ろうとしている。「私的所有体制と社会主義体制、さらに数多くの両者の中間形態のうち、どれが正義が求める諸条件をもっともよく実現しているかは、あらかじめ決定できないと私は考えている。おそらく、この問題に対する一般的解は存在しないのだらう。なぜなら、その答えは各国の伝統、制度、社会的勢力の分布、およびその国に固有の歴史的環境に、大きく左右されるからである。……正義になかった理想的な財産所有システムが存在するからといって、歴史上の種々の所有形態が正義にならなっている（もしくは許容可能である）ということになりはしない。」（Rawls 1971: 274 [訳書一一三頁]）

つづく第四三節においてルールズは、分配過程の帰結を

正義になつたものとするために必要な「背景となる制度」について考察しており、それをとりあえず「資本と自然資源の私的所有を認可する、民主国家」の枠内で描こうとしている。しかしそこでも目指すべきはあくまでも政府によるソーシャル・ミニマムの保障であつて、そのために政府の配分部門（その役割は競争市場の維持にある）における「所有権の定義の変更」や配分部門（その仕事は分配の正義を保つところに求められる）における「所有権の必要な調整・所有の広範な分散」といった施策が採用されることになる。さらにロールズは、一九八一年に行われたタナー・レクチャー「基本的諸自由とその優先性」においても、パーソナル・プロパティの保持と排他的使用に対する権利が「個人の独立と自尊の感覚の物質的基盤」を与えるという理由から、それを「基本的諸自由」のリストに加えているのだが、だからといってこの所有権が次のような二つの権利にまで拡大されてはならないと警告している。すなわち第一に、ある種の取得、遺贈の権利や、生産手段・天然資源の所有権（リバタリアンが絶対視する所有権）。

第二に、社会主義者が要求するような、生産手段や天然資源のコントロールに参加する平等な権利（Rawls 1982: 12）。ここまでは『正義論』の復唱に過ぎないのだが、講義の後半部にいたつて、彼はこう述べてしまふのである。「哲学的な論議だけでは、生産手段を私的所有にするか

あるいは社会的所有にするかといった問題において、いづれか一方の側を説得して論争相手の主張が正しいのだと認めさせることなど、ほとんど見込みがありません。

むしろ双方が合意できる基礎を、民主主義的な社会の公共的文化に潜んでいるものの中に、したがって人格や社会的協力についてのその文化の基底をなす構想の中に、探し求める方が実り多いように思われます。」(Rawls 1982: 54)

『正義論』の段階よりも、文化や「重なり合う合意」への信頼を強調するようになったロールズに対して、それは「後退」以外の何ものでもなく、「コンセンサスや伝統の名に隠れて自己の哲学的基礎の探究の責任を回避すべきではない」（井上一九八七・一〇七頁）という手厳しい批判が井上達夫氏によって投げられている。ロールズをめぐれば、好意的に読んできたつもり私としても、こここにいたつては「所有関係の影響力の過少評価」(Francis 1980: 477) という左派から指摘されていた難点が、最近のロールズに際立ってきたことを否定はできない。どうやらここからは、ロールズを離れて、次の人物の声に耳を傾けた方がよいのかもしれない。祖国インドの飢えと貧しさの原体験から経済学に進み、現在は倫理学の領域でも積極的な発言を続けているアマルティア・セン。「冷静な頭脳と温かい心」でもって、ロールズの功利主義批判を洗練す

るとともに、ロバート・ノージックの義務論的な所有権正当化論（権原理論）の克服を目指して「目的としての権利論」（goal rights system）を打ち出しているセンの、ユニークな所有権論の検討に移ることにする。

2 所有の構造分析と所有権不可侵性の脱神話化——センのエンタイトルメント・アプローチ

『貧困と飢饉』でセンは、人口や食糧供給高といった集計量のみに関心を集中していた従来の飢饉の分析（および新古典派の開発経済学）に鋭い批判を向け、そうしたアプローチでは、現代の飢饉を構造的に捉え、それに対処することが不可能であると断じている。むしろ、飢えは誰がどれくらいの食糧を自由に入手できるかを決定する現実と深い関わりをもっており、財貨と人間との間の「関係」をめぐる現象である以上、「飢饉を理解するためには所有の構造に立ち入る必要がある」（Sen 1981: 1）。そこでまず、所有概念が随伴する不透明な規範的含意をいったん脱色するべく、センは「エンタイトルメント」すなわち「当該社会における諸権利・諸機会の行使を通じて、ある個人が自由に使える財貨の組み合わせ」という分析装置を提出し、所有および交換（人間との交換ばかりでなく自然との交換を含む）をその下位概念に位置づけ直している。ただしこの「エンタイトルメント」は、定義上あくまでも

個人の法的な所有権に焦点を絞っているため、次のような局面を捉え切ることができない。すなわち、法的なエンタイトルメントの観点にとどまる限り、もっとインフォーマルな社会的サンクションを受けた諸権利（ないし社会的認知を受けた正統性）に基づいて、食糧やヘルス・ケアの（とくに同一家計内での不平等な）分配が決定されるような場合——たとえば、女たちにじゅうぶんな食物や医療を与えずとも、性的偏見のゆえにそれが正当な分配だと見なされてしまう（Sen 1990 b）——そうした重大なケースを見逃してしまうことになりかねない。

そこでこの欠陥をカバーするために、「拡大されたエンタイトルメント」（Extended Entitlements）および「協力志向するコンフリクト」（Cooperative Conflicts）という概念が付け加えられる（Drèze & Sen 1989: 10-12）。前者は文字どおり、エンタイトルメントの指示対象を法的所有権以外の諸権利にまで拡大した用語。後者は、利害の葛藤と一致が共存している社会的関係、とりわけ家族における便益の分割のありようを分析するために、センが持ち出したもの。具体的には、家庭内にさまざまなコンフリクトが生じている場合、その解決策に関して暗黙の合意が形成され、そうした合意に基づいて協力が追求されるもの、なおそこに深刻な利害対立が伏在しているような状況をいう（ミシユル・フリーコーであれば、ここに

「規律・訓練」というミクロの権力作用を看破するはずだ。

以上の概念装置を駆使して現代の飢饉を分析した結果、俗説が唱えるように食糧供給量が不足した時期ではなく、食糧生産がピークの段階にあっても飢えが発生していること、初期所有¹¹「賦存」の悪化（さまざまな原因で土地や労働力を失うこと）や食糧に対する「交換エンタイトルメント」の変化（主として食糧の相対価格の急激な上昇）といった、エンタイトルメント・システム内部の変動によってこそ、飢饉が発生していることが明らかとなった（Sen 1981 および Dreze & Sen 1989）。したがって、飢饉の有効な防止策としては、産児制限や食糧増産などのマクロ的システムの欠陥が被害者集団にもたらしている権利剝奪状態（deprivation）を是正することが急務とされる。そのためには、まず飢えという人災を招来・放置した「政治の失敗」をいち早く公衆に知らせる批判的なジャーナリズムおよび反対政党の活動と、市場の限界を見据えた政府による公共的介入（公共事業への雇用、諸手当の支給などの措置）、ひとことでは言うところ「パブリック・アクション」が必要となる（Dreze & Sen 1989 および Sen 1990a）。ひいては食糧や財の分配の歪みを正すため、富裕者層の所有権の侵害すらも要求されることをセンは認めるに吝かでない（Sen 1988 : 62）。

所有権をあくまで道具的・手段的な権利と見なし得るならば、こうした所有権の制限策が道徳的ディレンマをもたらすことはありえない。問題は、ノージックのように所有権なるものがその帰結とは無関係に道徳的に不可侵なものであると規定された場合に、この権利の侵害につながるような政策がまったく許容されなくなるところにある。そこでセンは、たとえ所有権の内在的価値を認めてもおお、その侵害が好ましい帰結を生じるという理由から所有権の侵害を正当化することが可能であると説く。その際に彼が抛って立つ道徳システム（¹²目的としての権利論）は、次のように描き出されている——「所有権および他の目標（飢饉と飢餓を避けること、人びとの飢えない権利を充足すること、など）の両方に価値を認める道徳システムは、所有権に内在的的重要性を賦与するとともに、所有権の侵害が総体的帰結をよりましなものにする場合は、その侵害を勧めることができる」（Sen 1988 : 63）¹³。

だとすれば、ノージックらリバタリアンとの論争を通じて浮かび上がってくる係争点は、所有権に価値を認めるかどうかではなく、私的所有権が身にまとうている「不可侵性」をどう考えるかというところに求められる（Sen 1988 : 63）。もちろんこのことは、ドゥウオーキンが強調する「所有が重要だ」という直観と背反するものではない。なぜなら他方でセンは、主として第三世界の女性たちがこ

うわっている権利剝奪を解決する方策の一つに、「女たちが何らかの経済的諸資源と諸権利を保有するようになること」(Sen 1990 b : 63 (訳書九一〇頁))を挙げているように、所有権の行使が好ましい帰結を生じる場合にはそれを擁護する、柔軟な姿勢も見せているからである。効用情報だけで帰結の評価を済ませようとする「効用主義」と、帰結を無視して権利の価値を謳い上げるノージック流の立場をとともに却けつつ、「目的としての権利論」を構想しているセンにおいて、所有権は達成すべきゴールの一つにすぎないものとされており、いわばその権利の不可侵性の「脱神話化」が図られている。

ではセンにおいて総対的帰結の評価は、どのような情報を基礎として下されるものなのか。そこに登場するのが、人間の「福祉」よく生きること」(well-being)という観点である。ここでもセンはウェルビーイングに対する、(1)富裕アプローチ(何をどれだけ持っているかという情報をベースとする)も、(2)効用アプローチ(当事者がどう感じているかという情報によってのみ判断する)も採らず、いわば第三の道として「潜在能力アプローチ」(当事者がある人ととの間でどのような生き方の幅を選択できるのかに注目するもの)を提唱している(Sen 1985)。そのアプローチがねらうところを私は高く評価してきたけれども、その内実に関しては未展開の部分が残されているし、そも

そも所有権の「不可侵性」という觀念自体に斬り込むところまで、センは議論を詰めていない(経済学を元来の守備範囲とするためだろうか?)。そこで次節では、センのアプローチと彼の平等主義につよく共鳴しつつ(Cohen 1989 b)も、所有概念の解明を通路にして独自の規範理論の構築を進めているジェラルド・A・コーエンの作業を検討することにした。

3 自己所有原理の解剖学——分析派マルクス主義者 コーエンの二面作戦

『カール・マルクスの歴史理論』(Cohen 1978)によって一躍「分析派マルクス主義」運動の中心人物に躍り出たコーエンは、ノージックの『アナキー・国家・ユートピア』を読んで、それまで自分が囚われていた教条的な社会主義者としての信念が揺るがされたことを正直に告白している(Cohen 1986 a : 109)。彼は、月並みな左翼のようにノージックの権原理論を資本主義の護教論だと頭ごなしに否定せず、むしろ権原理論の基礎にある想定を「自己所有(self-ownership)原理」——「各個人は、自分自身を道徳的に正当なかたちで所有する主体であり」(Cohen 1986 a : 109)、「自分の身体と諸力に対する完璧な私的所有権を道徳的権原として賦与されている」(Cohen 1990 : 25)——と名づけて、一連の論文でその原理の分析を行

い、私的所有権の不可侵性なるものの実態を明らかにしようとして試みている (Cohen 1986 a, 1986 b, 1989 a, 1990)。また彼はこれと並行して、分析派マルクス主義の立場から自由や平等、理想的社会像に関する規範理論の精力的な展開も企てている (Cohen 1988, 1989 b)。

コーエンのいう「自己所有」とは、所有する主体と所有される客体とが端的に同一のパスンそのものであることを表わす用語に他ならず (Cohen 1986 a: 110)。「個人は本質的に、自分自身の身体ないし諸力の所有主であって、それらのために何ものをも社会に負うことはない」という「所有的个人主義」(Macpherson 1962) から思想的な限定を外し、資本主義および私的所有を擁護する現代の議論(その代表格がリバタリアニズム)との接点を求めるために使われていると考えてよからう。たとえば代表的なリバタリアンの一人であるノージックは、福祉国家における再分配が「自己所有」からの乖離を伴う点を難じて、こう書いている——「分配的正義の結果状態原理やほとんどのパターン化原理は、人びとおよび彼らの行為と労働に対して他人が有する(部分的な)所有を設定する。こうした分配原理は、古典的自由主義における自己所有の概念から、他の人びとに対する(部分的な)所有権の観念への移し変え (shift) を必然的に伴うものである」(Nozick

1974: 172 (訳書一九〇頁))。

コーエンはこうした「自己所有原理」が、封建領主の支配権に対する抵抗の武器として用いられたときは革新的な働きを示したことを認めるものの、福祉国家での強制された弱者救済措置に現代のリバタリアンたちが難癖をつけるような場合に持ち出される「自己所有」は、保守的な用法に傾いていると判定する (Cohen 1990: 26)。しかも彼は、「生活状態の平等」(equality of condition) を議論の前提に据えておいて、そうした平等をもたらさない「自己所有原理」を頭ごなしに否定するという左翼の常套的論法を探ろうとはしない。反対に、その原理の第一印象が私たちに感じさせる直観的説得力を認めた上で、「自己所有」と生活状態の平等とにどこまで折り合いをつけられるかを探ろうとする (Cohen 1986 b: 78)。つまりコーエンがさしあたり批判の刃を向けるのは、「自己所有」が自己の外にある資源の所有 (world-ownership) の不平等を正統化する姿勢と結びついた場合、結果的に生活状態の不平等の弁護を帰結するところに絞られている。彼の表向きのねらいは、(1)「自己所有」そのものは生活状態の不平等を含まないことを指摘することにより、頭の堅い左派の中傷からこの理念を救出し、(2)かつノージック流の「自己所有」が標準的なマルクス主義の搾取理論およびマルクスの共産主義社会のヴィジョンにおいても実は暗に前提されもしている点を明るみに出す、ということところにおかれている。

とは言うものの、彼は「自己所有」を全面的に支持するわけではない。おそらくコーエンは、自己（とくに自分の身体）との関係を「所有」というタームでしか捉えようとしないうさんくさをその原理に嗅ぎつけたのではないだろうか。だから、自己所有とはとりわけ「ブルジョア的」な観念に他ならないと断ずる連中の評価に、彼は（はっきりと理由を明示しないまま）結局のところ立ち戻っている。ある論者の好意的な読みを借りて、コーエンが本当に言いたい眼目を以下のようにまとめることができよう——「自己所有」を否定する従来の議論はあまりに表面的なものに終始しており、もしその理念を最終的に却けようとするなら、これまでマルクス主義者たちが思いつき程度に示していた理由づけよりもずっと本格的な反対理由に基づかせなければならぬ、ということ (Levine 1989: 43 note)。

以上のような二枚腰で議論を進めるコーエンであるため、彼はノージックとの出会いが与えたカルチャーショックから立ち直っていないだけではないかという反発が、頑迷なマルクス主義者たちの陣営から向けられている。が、その解釈は的外れしている。彼が企てている「自己所有原理の解剖学」は、何よりもまず次のような鋭い実践的関心に裏打ちされているからである。すなわち、「自己所有に基づく自由」(ノージックらリバタリアン右派)か「強制された平等」(旧式な左翼)かという不毛な二者択一を克服す

ための鍵となる理念として、「自分の生活を本当にコントロールできる環境という意味での自律」(Cohen 1989 a: 125)と「自発的な平等」(Cohen 1990: 37)ないしは「利益を享受しうる機会の平等」(equal access to advantage) (Cohen 1989 b: 907)を掲げ、そうした意味での自由と平等の両立を——左右両派のリバタリアニズムの議論に正面から向き合いながら——所有概念の組み替えを軸に粘り強く論証しようとする構えが、それである。彼の構想はまだ荒削りではあるが、私の眼にはじゅうぶん魅力的なものに映る。

ところでコーエンによるノージック批判には、「所有」という観点に直接依拠しない論法がある。つまり(フリーコーを意識してのものかどうかは定かでないのだが)、コーエンは権原理論が「権力関係」の上に成り立っている価値を軽視する傾向がある点を衝いている (Cohen 1986 a: 127)。では自己所有に基づく自由は、いったいどのような「権力関係」によって支えられているのであろうか。また各人は自己の身体・技能・労働を所有する主権者であるという一見自明な自己了解を、それが生活状態の不平等の正統化につながるという帰結主義的な反論とは別の角度から批判するには、どういった方法を採用すればいいのだろうか。そうした問いを究明するにあたっては、権力への新しい眼差しを武器として「偽りの自明性をぐらつかせ、

その根拠が不安定なものであることを暴く」(Foucault 1980・訳書一四六頁) 現代の系譜学者フーコーの仕事が手がかりとなりそうである。

4 新しい権力テクノロジーと所有権——フーコーの系譜学的探究

『知への意志』(Foucault 1976) 第五章においてフーコーは、近代の権力メカニズムのターゲットが死から生へ切り換えられたこと、すなわち君主から臣民へと垂直的に行使され最終的には死を命ずる「生殺与奪の権」から、住民に対して水平的に加えられる彼らの生命の積極的な維持・発展をねらう「バイオの権力」(bio-pouvoir)へと変容を遂げたことを明らかにしている。彼によれば、こうした生命に対する新しい権力は一七世紀以来二つの形態をとって発展してきた。その一つが、個々の身体を調教し、効率的・経済的な管理システムに身体を組み込もうとする「ディシプリン＝規律・訓練の権力」のミクロ的な手続き、すなわち「人間の身体に解剖学的視線を向けるポリティックス」であり、もう一つが、身体の集合(ポピュレーション＝住民・人口)に照準をあわせて、その繁殖や健康、寿命などの状態に介入し、規制するマクロ的な管理、すなわち「人口のバイオ・ポリティックス」である。

「君主の権力がそこに象徴されていた死に基づく古き力

は、今や身体の行政管理(「規律・訓練」)と生の勘定高い経営(「バイオ・ポリティックス」)とによって念入りに覆われてしまった。古典主義の時代におけるさまざまな規律・訓練制度——学校とか学寮、兵営、工房といったもの——の急速な発展が一方にある。同時に他方では、政治の実践や経済の考察の場で、出生率、長寿、公衆衛生、住居、移住といった問題が出現する。つまり、身体の隷属化と住民の管理(l'assujettissement des corps et le contrôle des populations)を手に入れるための多様かつ無数の技術の爆発的出現である。こうして「バイオの権力」の時代が始まるのだ。」(Foucault 1976: 183-184 [訳書一七七頁])

同じ章でフーコーは、所有権に関する政策を一九世紀後半から展開されたバイオ・ポリティックスの一環に位置づけている。

「一九世紀後半以来、血という主題が、セクシャリティの態勢を通じて行使される政治権力の形を、歴史的な厚みによって活性化し支えるために動員される、ということが起きた。人種差別はまさにこの時点で形成される(人種差別といっても、近代的な、国家的な、生物学的知で武装したもののだが)。すなわち、その時に植民、家族、結婚、教育、社会の階層化、そして所有権(propriété)などに関する(バイオ)ポリティックス総体と、

身体、行動、健康、日常生活などのレベルにおける一連の介入（「規律・訓練」とが、血の純粹さを守り人種の勝利を確保するという神話がかつた配慮から、それらの思想的色合いと正当化とを受け取ったのである。」）

（Foucault 1976：196-197〔訳書一八八頁〕）

また『性の歴史』の執筆と並行してフリーコーが研究を続けていたテーマの一つに、西洋近代を特徴づける「政治的合理性」の系譜学があった。彼は晩年の講義で、国家による生命の保障（公的福祉・医療制度の充実策）と死の命令（大量虐殺・総力戦体制）とが奇妙に併存しているところに「われわれの政治的合理性の主要な二律背反」を見つけ出すとともに、その合理性と、そこにおいて行われる死と生のゲームとを「歴史の観点から探究」するという課題を自らに課している（Foucault 1988：148〔訳書二一四頁〕）。

コレージュ・ド・フランスでの講義やゼミナール、そしてアメリカでの講演を始めとする持続的な追究を通じてフリーコーは、われわれの政治的合理性なるもの（「系譜学」）に関する次のような見取り図を手に入れた——「それは一七、八世紀に〈レゾン・データ〉（国家理性）という一般的概念をとおして、しかも、当時、きわめて特殊な意味合いでポリス（国勢管理）と呼ばれていた、きわめて特殊な一連の行政技術をとおして展開したのであります」（Foucault 1988：148〔訳書二一四頁〕）。

《所有》はこのポリスという「新しい権力テクノロジー」にとって、しだいに重大な管理対象としてせり上がってきたものと考えられる。たとえばいち早く一七世紀初頭に、オランダの三部会に提出するためユートピア的な統治機構の輪郭を描いたチュルケの『貴族的で民主的な君主制』（Turquet de Mayenne, *La Monarchie aristocratique*, Paris, 1611）では、ポリスを四つの部局に分けているが、教育を扱う第一部局、福祉を扱う第二部局、物の生産・流通の規制を行う第三部局までのところでは所有は扱われない。ポリスの第四部局になってようやく、領土と並んで個人の所有地（private property）、その遺産や贈与・売却の規制が取り上げられるに過ぎない。このチュルケの書に対して、フリーコーは次のような総括的なコメントを加えている。

「この理想国家案（ユートピア）におけるポリスは、すべてを、ただし、ごく特別の観点から包括する。この理想国家案では、人間と物とが双方の関連において検討されていく。すなわち、ポリスの関心の対象は、ある領土での人びとの共存であり、プロパティに対する人びとの関係であり、人びとの生産物であり、市場での交易品である、などなど。このポリスはまた、人びとの生活の仕方とか、人びとにふりかかるかも知れぬ病気や災害とかを考慮に入れる。一言でいうと、ポリスは、生きていて

活動的で生産的な人間を監視するのです。」(Foucault 1988: 155-156 (訳書二二五頁))

フーコーは、このテキストに権力と個人の関係における歴史的な変化のきざしを読み取ろうとしている。すなわち、法的主体間に成立していた封建時代の権力(死を命じ、苛酷な身体刑を執行する君主の至上権力)から、「労働し・商業を営み・生活する存在」としての各個人の上に「全体のかつ個別的に」(Foucault 1982) 監視の網をかぶせ始めた(バイオの権力)——生命の経営・管理にねらいを定めて、人びとを規格化し、監獄での穏和な刑罰を与える新しい形の権力——への移行行きを見て取ろうとするのである。

続いて系譜学者フーコーの眼は、一八世紀にポリスを学問として体系化したゲッチンゲンの行政学者フォン・ユスティの『ポリスの基礎』(Johann Gottlob von Justi, *Grundsätze der Policey-Wissenschaft*, Göttingen, 1756) に注がれ、この国勢管理学教本が(チュルケの書はもとより)一八世紀初めにポリスの規則の集大成を企てたドラマルの著作の構成とも大きく異なり、まず「国家の不動産」(state's landed property)である領土の検討から説き起こしている点に着目する(Foucault 1988: 158 (訳書二二九頁))。ユスティの場合、国土というプロパティへのアプローチは、第一にどのようなかたちで人びとが領土に

住みついているかを調べ、ついでこれらの土地にどんな人が住んでいるのか(人口やその増加率、住民の健康状態、死亡率、人口移動などのデータ)を関心対象に収めている。ユスティの書はまさしく、(所有)が「人口のバイオ・ポリティックス」の経営・管理の対象となりきった事態を裏付けてくれるものと思われる。

フーコーの路線で(所有権の系譜学)を描き切るには、したがってこの権利の発生・普及過程を(バイオの権力)の成立および(ポリス)という「新しい権力テクノロジー」の発明と関連づけながら、丹念に辿り直すという作業が必要となつてこよう。しかもその際、西洋法制史や行政法学史などの研究成果(さらに「無縁の原理」の観点から、所有の根底に「無所有」を探り出そうとする網野善彦氏らの社会的アプローチ)にも目を配らねばなるまいが、残念なことにフーコー自身がそうした仕事を死によって中断してしまい、いま私たちの手もとにはわずかなヒントしか残されていない。だからここでは今回の統一テーマが「現代」に定位したものであることに免じて、近代的所有権理論の基礎にある権力関係および自己了解が、実はきわめて特異な起源を有している点を暴露するにとどめたい。

5 財産と正義——ニーチェ所有論のアクチュアリティ

所有権を相対化する視座を求めてフーコーまでひっぱり

出したのなら、「系譜学」の創始者フリードリッヒ・ニーチェにも触れておくべきであろう。刑罰と責任の系譜を古代の債務・債権関係にまで遡らせたニーチェではあるが『道徳の系譜』一八八七年、第二論文)、「所有権の系譜学」を本格的に展開した議論は(管見の限り)見当たらない。しかしながら「リベラルな思潮にもっとも接近し……民主主義の運動と自分の精神的な貴族主義の理想とを宥和させる道を探っていた」(Kunnas 1982: 訳書七八頁)中期のニーチェは、所有や財産の正義をめぐる興味深い考察を残してくれている。たとえば一八七八年に刊行された『人間のな、あまりに人間的な』の上巻には、次のような意味深長な文章がある。

「財産と正義 (Besitz und Gerechtigkeit)。——社会主義者たちが、現在の人類における所有の分配 (die Eischenums-Verteilung) が無数の不正義と暴行の結果であることを指摘し、そのように不当な基礎のうえに築かれたものに対する責務を全体として拒否するならば、彼らはたんに個々のものしか見ていないのである。古い文化の過去全体が暴力、奴隷制度、欺瞞、誤謬の上に建てられている。……強圧的な新しい分配ではなく、おもむろな意識の変革が必要である。正義が万人の心のなかでもっと大きくなり、暴力的な本能がもっと弱くならなくてはならない。」(第四五二節)

所有の分配状態だけを性急に上から是正しても問題の解決にはならない、と社会主義者たちをたしなめているニーチェ。分配の最終結果を一定のパターンに合致させるべく再分配を企てる「拡張国家」のやり方では肝腎の個人の自由が損なわれると論難した、ノージックの口吻を彷彿とさせるものが、ここにはある。けれども、実際のところニーチェは「社会問題」一般に関して無知であり……近代の人間としては信じられないほど社会的現実に関心ない」(Kunnas 1982: 訳書二二六―七頁)であったことは否めない。だからここで、中期ニーチェの時代がどのような「社会問題」を抱えていたのかを簡単におさえておくことは、無駄ではあるまい。

一八七一年の普仏戦争の勝利により、五〇億フランという巨額の戦時賠償金を手に入れたドイツは、金本位制に移行できる基礎を固め、資本主義国家としての飛躍を始めた。三三億マルクの資本で八五七の会社が新設され、いわゆる「泡沫会社乱立時代」を迎えたこの時期、投機熱はまず鉄道と重工業に集中した。しかし、七三―七四年の恐慌でパブルがはじけ、一六〇の会社があっけなく倒産したことが記録に残っている。この一八七〇年代のドイツではまた、地価の高騰が起こっており、ある統計によれば六八年から七七年の十年間に建物つき土地の「利用価値」が、三倍近い上昇を示したほどのすさまじさであった(篠塚一

九七四・七九頁)。金びか・拜金主義の時代に向かうドイツ資本主義のこうした動きを、人知の側面から支えるのかのように、ヴァイトンシャイト (Bernhard Windscheid, 1817-1892) —— 彼は後にニーチェが教鞭を執ったバーゼル大学から、その教授歴をスタートしている —— を中心人物とする「パンデクテン法学」が、所有権の絶対性を強調して学界をリードし、一八八八年にはローマ法型の「絶対的土地所有権」とそれに基づく「契約の自由」を大原則とする「ドイツ民法第一草案」が公表されるにいたった。

ニーチェが『人間的』で辛辣な文化批判を繰り広げていた当時のドイツでは、「土地投機」の嵐が吹き荒れ、土地の買い占めや地価のつり上げ、住宅事情の悪化(高い家賃で狭く、不衛生な住居に押し込められるばかりか、家主の都合で借家人を簡単に追い出すことも横行した)、これら私的所有権をめぐる「社会問題」が山積みされていた。そうした状況に心をいためたのは、何もニーチェばかりではない。たとえば、民法学者イエーリング (Rudolph von Jhering, 1818-1892) は、一八七七年に「所有権」、その「イデー」によって、(所有者の)絶対的処分権を内含している、ということはない。そういう形態における所有権は、社会 (Gesellschaft) にとつて耐えがたいものであり、事実、社会はけつしてそれを耐えなかった——所有権の「イデー」が「社会のイデー」と矛盾するよ

うなものを必然的にもなうことはありえない」と主張して、「絶対的所有権」に反対する強力な論陣をはったのである(篠塚一九七四：一一七頁)。

同時代の「法哲学」が「歴史と民俗の比較研究」に基づかない、無用の論争を続けていたことを揶揄する(『力への意志」クレエナー版、第七四四節)ニーチェではあるが、彼の遺稿にはイエーリングを読んでいた形跡がはっきりと記されている (Friedrich Nietzsche: *Sämtliche Werke in 15 Bänden*, Band 10, S. 265)。そのイエーリングは「絶対的所有権」批判を推し進めて、「所有権の不可侵性」こそが実は「個人の無知、恚意および強情、つまり個人のもっともいやらしいエゴイズム」以外のなものでもないことを暴露するとともに、「個人主義的所有権」に對抗し得る「社会的所有権」(Gesellschaftliche Eigentum)の構想にまで歩を進めていた(篠塚一九七四：一一七頁)。こうしたイエーリングの志向は、所有制度に向き合う「精神」のあり方を重視し、意識の変革と「資産」の分散を求める、中期ニーチェの所有論のスタンスとさほど離れてはいない。

まずは社会主義者の平等化の主張の奥に隠されたルサンチマンを摘発する一方で、リベラルなブルジョアジー(むしろ現代の用語ではリベタリアン)のケチくさを皮肉るといふニーチェの両面作戦が明示されている節を、『人間

的……』下巻第一部(さまざまな意見と箴言)から引く。

「革命の精神をもつ人びとと財産の精神をもつ人びと。

——まだ君たちの力でなしうる社会主義に対する唯一の對抗策とは、それを挑発しないこと、つまり自らほどよく足るを知って生き、どんなぜいたくの見せびらかしも極力阻止し、もし国家があらゆる余剰なものやぜいたく品の類いに厳しく課税する場合には、それに協力することである。……財産だけが君たち(リベラルを標榜する裕福なブルジョア)と彼ら(社会主義者)の間を分けているのだ。君たちは、自身の裕福さの敵にとにかく勝ちたいのであれば、まず最初に自分自身に打ち勝たねばならぬ。——そして、その裕福さ(Wohlstand)がせめて健全な幸福(Wohlbefinden)ということにつながればよいのだが！ そうだとすれば、ものの豊さはあれほど外面的で人の嫉みをそそのものとはなっていないだろう。それは、もっとひとと分かち合う、もっと好意に満ちた、もっと格差をなくす、もっと手を差し伸べることでできるたぐいの裕福さとなっているであろうに(er wäre mittheilender, wohlwollender, ausgleichender, nachhelfender)。(『人間的』下巻I、第三〇四節)

続いては資本主義の頹廢、「マネー・ゲーム」化を厳しい眼で見つめる文章。

「富裕にひそむ危険。——精神をもつ者のみが財産をも

つべきであろう。さもないと、財産というものは公益を損なうおそれがある。(gemeingefährlich)。……富裕はいっそう貧しい者や無教養な者たちの嫉みを招き、しだいに社会の転覆を準備する。いわゆる「文化の享受」における金メッキされた野卑と芝居じみたひけらかしが、彼らに「問題は金だけだ」という思いを吹き込むからである……。」(下巻I、第三二〇節)

三番目には、資産の分散・分割と運輸・金融の国営化(?)を通じて、財産と正義の調和を図ろうとする彼の社会構想を、『人間的……』下巻第二部「漂泊者とその影」から抜き出してみる。

「財産と正義は調停させうるか。……今後、財産がもつと信頼を得て道徳的になるように、われわれは小さな資産のためにするあらゆる仕事の道を開いておき、労力なしの突然の富を防止するがいい。大きな資産の蓄積のために有利なあらゆる運輸と商業の部門を、したがってとりわけ金融業を私人や民間会社の手から取り上げるがいい——そして過度の財産家と無産者とをともに等しく公益を損なうおそれのある者と見なすのがいい。」(下巻II、第二部、第二八五節)

私的所有権の相對化というテーマに即して、中期ニエチェの所有権を拾い読みしていくだけでも、現代に示唆するところは多いし、彼がねらった「陽気な学問」の片鱗に

触れることもできる。最後の引用文として、財産こそが個人の自由の基礎だと信じて疑わない連中に反省を促す、短い一節をそのまま読んでみよう。「仮象を暴くという視座こそ、マルクスとニーチェに共通したものと見え……仮象を暴くという点では明らかにニーチェの方がマルクスよりも手厳しく、より徹底的だ」(Kunias 1982: 訳書一五二頁) というクンナスの賛辞は持ち上げ過ぎのきらいはあるものの、以下に示されている洞察は鋭い(マルクスの「物象化論」を連想する人ささえるだろう)。

「財産が所有する。——財産がひとをいっそう独立させ、自由にするのはある程度まででしかない。一段階先に進めば——財産が主人となり、所有者は奴隷となって、奴隷にふさわしく主人のために自分の時間と思考の犠牲を捧げねばならず、以後主従のつきあいもしないわけにはいかず、一ヶ所に釘づけされ一国家に編み込まれたように感じる。ひよっとするとこれら一切は、彼の最内奥のもっとも根本的な欲求に逆らったものかもしれない。」(下巻Ⅰ、第三二七節)

『道徳の系譜』で語源学の成果を活用したニーチェのひそみにならって、「所有する」(OWN) という英語の動詞の語源に遡ってみる。すると、そのことばが「支払い義務がある・おかげをこうむっている」(OWE) という動詞、

さらに OWE の過去形から派生した当為の助動詞 OUGHT (すべきである) と結びついていったという事態が、まず浮かび上がってくる。所有 (own)、義務 (owe)、当為 (ought) が一つの語群 (ファミリー) を形づくっていたという語源学の知見から、私たちはいったい何を汲み取ればいいのだろうか。第一に、「所有権は義務をとまなう」(Eigentum verpflichtet) という「ワイマール憲法」(一九一九年) 第一五三条を、イエーリングおよびギールケの「社会的所有権」思想とアドルフ・ダマッシュケらによる「土地改革運動」の制度的達成物として位置づける通説は、あまりに短路的かつ偏狭な見方だといえよう。むしろこの条文に流れこんでいるさまざまな力を、ニーチェ・フリーコーの系譜学の視座から丹念に読み分けていく必要がある。次に、本来 OWN という行為が「義務をとまなう」ものであり、その自動詞に「自白する」という意味がいまなお残っていることからしても、ものの所有に先立つパーソナルな関係の存在を見落としてはなるまい——これが第二の教訓。三番目に、こうした動詞 OWN の系譜学をフリーコーの権力論につなげるという課題が持ち上がってくる。

最後の問題については一応次のように考えたい。すなわち、関係行為としての所有が法制化され私的所有的絶対性が謳われるようになるとともに、所有と義務・当為との連関が背景に退いていった(『道徳の系譜』序言の言い回し

を借りると、「灰色」に塗り変えられていった)の近代だとする、もはやパーソナルな関係ではない何ものかが、所有を支え、所有を産出しているはずだ。ここにフーコーの権力論を適用するならば、義務や当為の関係性に代わって、今や△バイオの権力▽こそが所有の制度および思想と緊密な結びつきを確保し、社会のいたるところに所有を撒き散らし、所有を扇動するようになってきているといえないだろうか(一八世紀以降、この新しい権力が性に関する言説を扇動し、繁殖させてきたように)。所有をめぐる現代の問題群、とりわけ今回の統一テーマの中核をなす「所有における自由と社会的責任との関係」を問い直すためには、人びとを「全体的かつ個別的に」管理し生かそうとする権力と所有との絡み合いを視野に収めなければならぬのである。

「資源の平等」を旨指し「所有は多いほど良い」という常識的な見方を反省しようとするドゥウオーキン、一国の食糧供給高のような集計量がたとえ満足できる大きさを示していても「そこに驚くべき不幸が深く潜んでいる可能性がある」(Sen 1981: 152)ことをエンタイトルメント・アプローチによって抉り出し、人びとの「福祉」に貢献する限りで所有権を評価するセン、そして「自己所有」の両義性を直観と搾取理論の両方からあぶりだそうとしているコーエン——これら三人三様の「私的所有権批判」を貫

ているものがあるとすれば、それは△バイオの権力▽への抵抗の姿勢に他なるまい。すなわち、さまざまな集計量を支えに、私たちの身体およびその集合の生命を標的にして、私の身体との関わりをも△所有▽チームで捉えるように私たちを仕向け煽り立てる、△バイオの権力▽——その多様な働きと危険性を見て取り、それへの抵抗を絶えず怠らないこと、こうした構えをドゥウオーキン、セン、コーヘンの三者が、フーコーと共有しているとは考えられないか。副題に掲げた、エンタイトルメント、自己所有、系譜学という道具が出揃ったところで、所有権の相対化の試みをひとまず打ち切ることにする。最後に、私たちの身体や世界への関係行為が決して△所有▽だけにとどまてはいないのだということに改めて思いをいたしながら、ジョン・レノンの詞に再び耳を澄ましたいと思う。

*この文章は、「現代所有論」を統一テーマとした一九九一年度日本法哲学会の学術大会(一月八日・九日、日本大学法学部)における私の報告の原稿である。準備の段階で一九九一年度跡見学園特別研究助成費の交付を受けたことを付記しておく。

注

(1) その後私は、嶋津報告が依拠しているハイエクをその自由論にまでさかのぼって批判的に検討する小文を発表した

(1) 自由・秩序・所有——ハイエクとセンの対決、『現代思想』一九九一年二月号)。ご参考願えると有り難い。

(2) この点で私は、「自己所有」の自然性 (naturalness) を議論の出発点に据える森村進氏のローエン批判 (Morimura 1991) に同調することはできない。むしろ「生を〈所有〉する主体の不可侵の権利」という思考回路そのものからの解放を求める大庭健氏の問題提起 (大庭一九九一:二七二頁) の方に共鳴を覚える。

(3) 加藤秀一氏の教示に従い、「dispositif」に「装置」(渡辺守章訳)ではなく「態勢」という軍事用語をまつた。

(4) センならばこれを「協力を志向するコンフリクト」の一例として分析するところだろう。

(5) なお、私は、ヘーゲル『法の哲学』の市民社会論における「ポリツァイ」論を、現代福祉国家論の文脈につなげて読み直すという試みを行なった際に、フーコーの議論を引きあぐに出した(川本一九八九)。

(6) 本節については、須藤訓任氏より関連文献を教えてくださいいただき、草稿の段階で湯浅弘氏から貴重な助言をたまわった。記して感謝する。

(7) 一連の私的所有権批判を「バイオの権力への抵抗戦略」として括ったこの結びが、性急であったことは否めない。詳しい展開は別稿を期したいと思う。なお権力と抵抗の問題については、拙論(川本一九九一)の第三章を参照のこと。

文獻表

- Cohen, G. A. 1978, *Karl Marx's Theory of History: A Defence*, Oxford University Press.
- 1986 a, 'Self-Ownership, World-Ownership, and Equality', in F. Lucash (ed.), *Justice and Equality Here and Now*, Cornell University Press.
- 1986 b, 'Self-Ownership, World-Ownership, and Equality: Part II', in E. Paul et al. (eds.), *Marxism and Liberalism*, Basil Blackwell.
- 1988, *History, Labour, and Freedom: Themes from Marx*, Oxford University Press.
- 1989 a, 'Are Freedom and Equality Compatible?', in J. Elster and K. O. Moene (eds.), *Alternatives to Capitalism*, Cambridge University Press.
- 1989 b, 'On the Currency of Egalitarian Justice', *Ethics*, 99 . 4, pp. 906 - 944.
- 1990, 'Self-Ownership, Communism and Equality: I', *The Proceedings of the Aristotelian Society: Supplementary Volume*, 64, pp. 25 - 44.
- Drèze, J & A. Sen 1989, *Hunger and Public Action*, Oxford University Press.
- Dworkin, R. 1990, 「インクワリテスの誤り、あるいは公正な社会」

(インタビュー—森際康友／石前植幸訳)『現代思想』一九〇一年一月号、青土社。

Foucault, M. 1976, *Histoire de la sexualité I: La volonté de savoir*, Gallimard. (M・フーコー『性の歴史—知への意志』渡辺守章訳、新潮社、一九八六)。

— 1980, 'Table ronde du 20 mai 1978: Débat avec Michel Foucault', in M. Perrot et al., *L'impossible prison*, Ed. Le Seuil. (『歴史と権力』桑田禮彰ほか編『フシシヤ・ノーロー 1926—1984』新評論、一九八四、所収)。

— 1982, 'Omnes et Singulatum: Toward a Criticism of "Political Reason"', in S. M. McMurrin (ed.), *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 2, Cambridge University Press, pp. 223-54. (『全体的かゝ個別的に——政治的理性批判をめぐって』田村敏訳『現代思想』一九八七年三月号、青土社)。

— 1988, 'The Political Technology of Individuals', in L. H. Martin et al. (eds.), *Technologies of the Self: A Seminar with Michel Foucault*, The University of Massachusetts Press. (『個人にかんする政治テクノロジー』M・フーコーほか『自己のテクノロジー』田村敏・雲和子訳、岩波書店、一九九〇、所収)。

Francis, L. P. 1980, 'Responses to Rawls from the Left', in H. G. Blocker and E. H. Smith (eds.), *John Rawls' Theory*

of Social Justice: An Introduction, Ohio University Press.

Kunnas, T. 1982, *Die Politik als Prostitution des Geistes*. Edition Wissenschaft & Literatur. (T・クンナス『精神の売春—この政治——ニーチェ哲学における政治的なもの』木戸三良・佐々木寛治訳、法政大学出版局、一九八九)。

Levine, A. 1989, 'Capitalist Persons', in E. Paul et al. (eds.), *Capitalism*, Basil Blackwell.

Macpherson, C. B. 1962, *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke*, Oxford University Press.

(C・B・マクファーマン『所有的個人主義の政治理論』藤野渉ほか訳、合同出版、一九八〇)。

Morimura, S. 1991, 'Self-ownership and Libertarianism' (mimeo).

Nietzsche, F. 1878-80, *Menschliches, Allzumenschliches*. (『ニーチェ全集』(第一期)第六・七巻、浅井真男・手塚耕哉訳、白水社、一九八〇)、『ニーチェ全集』第五・六巻、中島義生・池尾健一訳、理想社、一九六四・六五)。

Nozick, R. 1974, *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. (R・ノージック『アナキー・国家・ユートピア』上・下、嶋津格訳、木鐸社、一九八五・八九)。

Rawls, J. 1971, *A Theory of Justice*, The Belknap Press of Harvard University Press. (J・ロールズ『正義論』矢島鈞次監訳、紀伊國屋書店、一九七九)。

—1982, 'The Basic Liberties and Their Priority', in S. M.

McMurrin (ed.), *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 3, Cambridge University Press, pp. 1-87.

Sen, A. 1981, *Poverty and Famines: An Essay on Entitlement and Deprivation*, Oxford University Press.

—1985, *Commodities and Capabilities*, North-Holland. [A・セン『福祉の経済学——財と潜在能力』鈴木興太郎訳、岩波書店、一九八八。]

—1988, 'Property and Hunger', *Economics and Philosophy*, 4・1, pp. 57-68.

—1990 a, 'Individual Freedom as a Social Commitment', *The New York Review of Books*, June 14, pp. 49-54. [「社会的コミットメントとしての個人の自由」川本隆史訳、『みすず』一九九一年一月号、みすず書房。]

—1990 b, 'More Than 100 Million Women Are Missing', *The New York Review of Books*, December 20, pp. 61-66. [「一億人以上の女性たちの生命が喪われている」川本隆史訳、『みすず』一九九一年一〇月号、みすず書房。]

井上達夫 一九八七「公共性の哲学としてのリベラリズム」、森際康友・桂木隆夫編『人間の秩序——法における個と普遍』木鐸社、所収。

大庭 健 一九九一「権力とはどんな力か——続・自己組織シス

テムの倫理学』勁草書房。

川本隆史 一九八九「ポリツァイと福祉国家——ヘーゲル・フリー・ロールズ」、城塚登・濱井修編『ヘーゲル社会思想と現代』東京大学出版会、所収。

—一九九一「抵抗の倫理学へむかって——私の「道具箱」から」、井上達夫ほか『制度と自由』（現代哲学の冒険⑩）岩波書店、所収。

篠塚昭次 一九七四『土地所有権と現代——歴史からの展望』日本放送出版協会。

（かわもと たかし・倫理学）